

令和5年9月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和5年9月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和5年9月8日（金）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市生涯学習センター 第2研修室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第28号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について  
議案第29号 教育長の兼業について  
議案第30号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - 5 報告第17号 令和5年度市川市一般会計補正予算(第3号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について  
報告第18号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第28号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について  
議案第29号 教育長の兼業について  
議案第30号 市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
  - 2 報告第17号 令和5年度市川市一般会計補正予算(第3号)(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について  
報告第18号 令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定(うち教育に関する事務に係る部分)に関する臨時代理の報告について
  - 3 その他 (1) 令和5年度中学生海外派遣事業の報告について  
その他 (2) 令和5年度中学生海外受入事業について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	山元	幸惠
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介

6 欠席者  
委員

島田 由紀子

7 出席職員、職・氏名

生涯学習部次長	後藤	貴志
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	池田	淳一
教育総務課長	樋口	智昭
教育施設課長	小山松	健
社会教育課長	宮本	隆之
中央図書館長	安永	崇
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	城戸	三郎
指導課長	富永	香羊子
就学支援課長	日暮	真司
保健体育課長	関原	一久
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	横田	礼名
こども部こども家庭支援課長	宮崎	美穂

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	副主幹	岩瀬	絢子
//	副主幹	新田	伸子
//	主査	木下	堯

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和5年9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件、報告2件、その他2件でございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、田中大介委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、お願ひいたします。

## ○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第28号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。議案第28号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について」ご説明させていただきます。議案の1ページをご覧ください。市川市子ども・子育て会議委員について、辞任願を提出した委員を解嘱するに当たり、市川市子ども・子育て会議条例第4条第1項の規定に基づき、市長が新たに委員を委嘱することについて、ご意見を伺うものでございます。議案の3ページをご覧ください。学識経験のある第1号委員として本蔵達矢氏を、新たに委員として委嘱いたしたいとのことでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

## ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。子ども家庭支援課長におかれましては、このあと他の公務があると伺っております。どうぞご退席ください。

続きまして、教育長お願ひいたします。

## ○教育長

それでは、次に、議案第29号「教育長の兼業について」を議題といたしますが、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の自己の一身上に関する事件に該当するため、私は一旦退席いたします。これにて、暫時休憩

といたします。

【暫時休憩 教育長退席】

○山元幸恵委員

それでは、議事を再開いたします。議案第29号「教育長の兼業について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第29号「教育長の兼業について」ご説明いたします。議案の5ページ、6ページをご覧ください。このたび、千葉大学大学院教育学研究科長から、田中教育長に対して、令和5年8月22日付けで、千葉大学大学院教育学研究科「ミドルリーダー養成特別演習」の講師依頼がございました。令和5年10月7日土曜日に実施される予定で、謝金は26,000円となっております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項により、教育長の兼業につきましても、教育委員会の許可が必要とされていることから、教育長の兼業の可否についてお諮りするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育長に入室していただきます。

【教育長再入室】

○山元幸恵委員

ただ今審議が終わり、議案第29号「教育長の兼業について」を原案のとおり可決いたしました。次に、議案第30号「市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案第30号「市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。議案の7ページから9ページをご覧ください。公民館の使用許可の申請については、市川市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、市民等にあつては、使用日の14週間前、市民等以外の者にあつては、10週間前の日から受け付けることとしています。

が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和2年8月の利用から、臨時的に、当該使用許可に係る申請書を2か月ごとにまとめて受け付けるなどの取扱いを実施しております。このたび、当該使用許可に係る申請書の提出期間について、これまでの運用状況等を考慮した結果、今後もこの取扱いを継続することとすることから、本規則の一部を改正するものです。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

#### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第17号「令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第17号、「令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の11ページから13ページをお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分について、教育委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、このたび、市長から令和5年度市川市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育に関する事務に係る部分について意見を求められました。しかしながら、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が令和5年8月17日に臨時に代理し、意見を求められた市議会提出議案について異議のないものとして、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。

議案の14ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」のうち、歳出予算について、ご説明いたします。はじめに、第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費についてです。第18節・負担金補助及び交付金におきまして、令和5年6月に市内の法人より奨学資金事業へ寄附の申出があったことから、不支給が決定していた対象者のうち、家計困窮度により優先して支給すべき14人に対して奨学資金を支給するため、交付金200万円を増額するものでございます。次に、第2項・小学校費、第1目・学校管理費についてです。第14節・工事請負費におきまして、地中に埋設してある消火管が、老朽化により、腐食が生じ漏水していることから、火災時の消防活動に影響が出る恐れがある、宮久保小学校、南新浜小学校、稲越小学校の3校の消火管取替工事を実施するため、校舎等改修工事費とし

て5,700万円を増額するものでございます。次に、第5項・学校保健費、第1目・学校保健費についてです。第7節・報償費におきまして、葛南教育事務所長の推薦により市川市立第七中学校が令和5年度心のバリアフリー教育地域拠点校に内定したことから、事業実施の経費として講師謝礼金7万円を増額するものでございます。以上、歳出予算につきましては、教育費で5,907万円の増額をするもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳出予算全体の合計額は、146億6,257万円となります。

続きまして、歳入予算について、ご説明いたします。はじめに、第15款・県支出金、第2項・県補助金、第7目・教育費県補助金についてです。第4節・学校保健費県補助金におきまして、先ほど歳出予算のところでご説明いたしました令和5年度心のバリアフリー教育地域拠点校に内定し、その対象経費の実支出額全額が県補助金として充当されることから、7万円を増額するものでございます。次に、第17款・寄附金、第1項・寄附金、第2目・指定寄附金についてです。第1節・指定寄附金におきまして、歳出予算のところでご説明いたしました奨学資金に対する寄附金として、200万円を増額するものでございます。次に、第21款・市債、第1項・市債、第7目・教育債についてです。第1節・小学校債におきまして、歳出予算のところでご説明いたしました小学校3校の消火管取替工事に対する市債として4,270万円を増額するものでございます。以上、歳入予算につきましては、合計で4,477万円の増額をするもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入予算全体の合計額は、20億5,640万3千円となります。

最後に、「2. 地方債補正」についてです。先ほどご説明いたしましたとおり、歳入予算におきまして、第21款・市債、第1項・市債、第7目・教育債・第1節・小学校債を増額することに伴い、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である1億6,590万円から、市債の補正額と同額の4,270万円増となる、2億860万円へ限度額の変更をするものでございます。説明は以上でございます。

### ○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

それでは、私から2点伺います。今回、奨学金について補正であげていただき、14名の方が追加されたということでしたけれども、ご尽力いただきありがとうございます。これでほぼ全員に支給されたということでしょうか。こちらが1点目です。2点目は、第七中学校が心のバリアフリー教育の拠点校になったとのことですが、この心のバリアフリー教育とは具体的にどういった目的があるのか、あるいは実際に進めているか、簡単にご説明願えますでしょうか。以上2点お願いいたします。

### ○就学支援課長

就学支援課長です。奨学金の質問にお答えいたします。全員かどうかということですが、今年度は基準を満たして不支給となった方が34名おりました。200万円の指定寄附で今回追加できる方が14名ということで、まだ20名の方には支給することができない状態でございます。ただ、この中でも、ほかの奨学金の制度を紹介したりしておりますので、もう少し減るとは思うのですが、今回全員には支給

できておりません。

### ○保健体育課長

保健体育課長です。心のバリアフリー教育でございますが、千葉県教育委員会がオリンピック・パラリンピックのレガシーとして継続するために、他者理解や共生社会の実現ということで令和4年度より実施しているものでございます。まだ確定ということではございませんが、パラアスリートを講師として招聘しまして、講演ですとか体験活動を行うということを第七中学校より伺っております。以上でございます。

### ○山元幸恵委員

ありがとうございます。奨学金については、非常に大きな金額ということではありませんが、子どもたちの未来につながるものということで、今後とも継続して、いろいろな場面でご尽力いただくようお願いいたします。それから、心のバリアフリー教育はとても大事なことでありますが、是非、ただそれをやったということに終わらず、それが広がっていくように、学校に適切なアドバイス等をお願いいたします。私からは以上です。ありがとうございます。

それでは、報告第17号を終了いたします。次に、報告第18号「令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

### ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第18号「令和4年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の15ページから17ページをお願いいたします。本市の決算につきましては、毎年度、9月市議会定例会に報告しておりますが、先ほどご説明いたしました報告第17号と同様に、本決算の内容には異議のないものとして、教育長が令和5年8月17日に臨時に代理し、異議がないものとして同日付けで市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、議案の20ページをお願いいたします。恐れ入りますが、横向きにしてご覧ください。決算につきましても、歳出予算からご説明いたします。表の一番上の行をご覧ください。教育費の歳出予算の合計欄となっております。第11款・教育費全体につきましては、当初予算額140億1,000万円に、補正予算額・流充用額等17億6,986万7,787円を加えた、157億7,986万7,787円が予算現額となり、これに対し、支出済額は、143億9,933万8,194円となっております。なお、翌年度繰越額は、9億700万円でございます。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた予算の執行残額である不用額は、4億7,352万9,593円、予算現額に占める支出済額の割合を示す執行率は、91.3パーセントとなっております。続きまして、不用額が生じた主な理由について、ご説明いたします。表の右端の不用額のうち、これから申し上げますのは主な不用額であり、記載している不用額とは数字が一致いたしませんのでご了承願います。はじめに、第1項・教育総務費、第2目・事務局費につきましては、返済が必要となる入学準備金の利用件数が当初の見込みを下回ったことから、貸付金に880万円の不用額が生じました。また、第3目・学校教育指導費につきましては、音楽会活動事業で、新型コロナウイルス感染症拡



大防止のため、地域別音楽会、市川市児童生徒音楽会をブロックごとのオンライン配信による開催に変更したことに伴い、会場使用料等が発生しなくなったことにより、使用料及び賃借料に79万3,690円の不用額が生じました。続きまして、第2項・小学校費、第1目・学校管理費につきましては、主に光熱水費において、国による電気・ガス価格激変緩和対策事業により料金が下がったこと等により、需用費に1,439万389円の不用額が生じました。また、改修工事費について、契約差金が生じたため4,879万9,900円の不用額が生じました。第3項・中学校費、第1目・学校管理費につきましては、先ほどご説明いたしました小学校費と同様の理由により、需用費に663万1,806円、改修工事費に290万3,000円の不用額が生じました。第4項・学校給食費、第1目・学校給食費につきましては、賄材料費について、給食の提供食数が見込みを下回ったことなどから需用費に8,777万5,785円、給食調理等業務委託について給食調理日数が見込みを下回ったことなどから委託料に978万9,214円、保護児童生徒援助費において支給対象者が見込みを下回ったことから扶助費に1,474万6,880円の不用額が生じました。

続きまして、21ページをお願いいたします。第5項・学校保健費、第1目・学校保健費につきましては、主に消耗品について一般競争入札による契約差金が生じたことから、需用費に285万513円の不用額が生じました。また、委託料におきましても新型コロナウイルス感染症対策に係る教室の消毒委託が不執行となったことから、839万2,759円の不用額が生じました。第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費につきましては、主に子どもの居場所づくり事業において放課後子ども教室の利用者数が当初の見込みを下回ったことなどから、役務費に158万5,958円の不用額が生じました。第3目・公民館費につきましては、主に工事請負費において、令和3年度及び令和4年度の中央公民館取り壊し工事費が当初の見込みを下回ったことから、7,227万6,400円の不用額が生じました。第8目・青少年育成費につきましては、放課後保育クラブの指定管理料において、就労時間が見込みを下回ったことなどから、人件費精算の返納により、委託料に1,065万9,449円の不用額が、また、市川市放課後児童健全育成事業費補助金において、実績報告に基づき補助金を精算したことから、補助金に1,016万4,510円の不用額が生じました。第9目・生涯学習センター費につきましては、光熱水費において社会情勢の影響により電気・ガス料金の高騰で増額補正を行いました。補正後も節約に努めたことから需用費に566万2,572円の不用額が、また、館内の空調設備改修工事費において執行差金が生じたことから、工事請負費に858万6,600円の不用額が生じました。

続きまして、22ページをお願いいたします。第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・情報システム費のうち教育に関する事務に係る情報システム関連経費についてです。令和4年度の教育に関する事務に係る情報システム関連経費の歳出予算の総額につきましては、当初予算額16億8,200万9千円に、補正予算額・流充用額等3,158万8,979円を加えた、17億1,359万7,979円が予算現額となり、これに対し、支出済額は、17億1,133万2,088円となっております。予算現額から支出済額を差し引いた予算の執行残額である不用額は、226万5,891円、予算現額に占める支出済額の割合を示す執行率は、99.9パーセントとなっております。ほぼ予算

計上どおりの執行となっております。

続きまして、恐れ入りますが18ページ、19ページにお戻りください。歳入予算についてご説明いたします。こちらも、横向きにしてご覧ください。表の1番上の行をご覧ください。教育費の歳入予算の合計欄となっております。当初予算額35億43万7,000円に、補正予算等7億4,921万6千円、継続費・繰越額4億7,102万2千円を加えた、47億2,067万5千円が予算現額となっております。また、歳入として徴収すべき額として決定した調定額37億2,503万6,380円に対し、実際に収納した収入済額は36億1,781万8,343円で、調定額に対する収入済額の割合を示す収入率は、97.1パーセントとなっております。不納欠損につきましては、放課後保育クラブ保育料及び入学準備金貸付金償還金で生じたものでございます。収入未済につきましては、放課後保育クラブ保育料、入学準備金貸付金償還金、学校給食費収入で生じたものでございます。歳入についての説明は以上でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。「令和4年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告教育委員会分一覧」のうち、主な4つの施策についてご説明いたします。31ページをお願いいたします。小学校営繕事業（学校照明LED化工事）でございます。新井小学校、大和田小学校、信篤小学校、南新浜小学校、妙典小学校の5校について、教室・廊下等校舎内にある照明設備をLEDに切り替えCO2排出量の削減を図りました。続きまして、33ページをお願いいたします。デジタル教科書等導入事業でございます。小学校では、算数は全学年、社会は5年生と6年生、理科は3年生から6年生で指導者用デジタル教科書を導入いたしました。また、中学校では全学年で国語・社会・数学・理科・英語の教科を選定して指導者用デジタル教科書を導入いたしました。これらにより、主体的・対話的で深い学びの授業の改善を図りました。

続きまして、34ページをお願いいたします。須和田の丘支援学校狭隘対策事業でございます。須和田の丘支援学校の生徒数が増加し教室が不足していたことから、令和4年9月に特別教室棟を整備し、本校舎教室不足の解消を図りました。

最後に42ページをお願いいたします。子どもの居場所づくり事業でございます。放課後子ども教室について、令和4年度は既に開室している23か所の運営に加え、新たに8か所の開室を行い、授業終了後等の子どもの安全安心な居場所の確保を図りました。主要な施策の説明は、以上でございます。

なお、本日ご説明いたしました決算の内容につきましては、来週に予定されております、決算審査特別委員会で審査された後、市議会において認定の可否が決定されることとなります。説明は以上でございます。

#### ○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。広瀬委員お願いします。

#### ○広瀬由紀委員

丁寧なご説明をありがとうございました。ここで話しすることではないかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。教育総務費の教育委員会費というのは、私どもの委員会を開く際に、いろいろな郵送物等も含まれていると思います。いつも丁寧に郵送物を送っていただいたり、申込の際にはFAXという

お知らせをいただいたりということもあるのですが、将来的に長い目で、いわゆるペーパーレス化ですとか、情報の取扱いもあって難しい面もあるかと思うのですけれども、無理のない範囲での電子的なやり取りなどで経費が少しでも削減でき、それがお子さんの方に還元できるならば、それはそれでよいのではないかと考える時があります。今すぐではないのですが、そういったところも視野に入れながら、いろいろご検討いただければと思っております。以上です。

○山元幸恵委員

教育総務課長お願いいたします。

○教育総務課長

ペーパーレス化をして経費の削減を図るということは非常に重要なことだと思いますので、取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○山元幸恵委員

それでは、よろしいでしょうか。ほかにごございますか。ほかにはないようですので、報告第18号を終了といたします。続きまして「その他」に入ります。その他(1)「令和5年度中学生海外派遣事業の報告について」及びその他(2)「令和5年度中学生海外受入事業について」は関連する内容のため、一括して説明をお願いいたします。

○指導課長

指導課長です。その他(1)「令和5年度中学生海外派遣事業の報告について」及びその他(2)「令和5年度中学生海外受入事業について」ご説明いたします。はじめに、令和5年度中学生海外派遣事業の報告についてからご説明いたしますので、資料の55ページから68ページをご覧ください。後ろにスライドが出ておりますので、スライドの1枚目をご覧ください。令和5年度の中学生海外派遣事業につきまして、派遣団は無事、8月1日に12日間のドイツ派遣を終えましたことを、ご報告いたします。今年度は、7月21日から8月1日までの12日間、第三中学校の大野孝一校長を団長とし、引率教諭2名、市川市教育委員会指導主事1名とともに、男子2名、女子14名の合計16名の中学生をドイツ連邦共和国ローゼンハイム市へと派遣いたしました。スライドの2枚目をご覧ください。7月24日に現地学校で行われた文化祭の中で「日本ブース」を担当しました。2部構成の第1部では、日本の伝統文化等のプレゼンテーションを行い、第2部では、日本の伝統的な遊び、折り紙、習字、漫画などをドイツの生徒たちに体験していただきました。スライドの3枚目です。また、25日にはローゼンハイム市長を表敬訪問しました。メルツ市長からは、「コロナ渦においても交流を継続できたことで、今回4年ぶりに市川市の中学生を受け入れられたことを大変嬉しく思います。互いの国に行き来する関係を維持することは大変難しいことであり、その上で、市川市とのパートナーシップが来年度で20周年を迎えることができることは、ローゼンハイム市にとっても大変誇りに思います。」とのお言葉をいただきました。なお、引率団はローゼンハイム市主催のパーティーに招待され、その会場の市長の挨拶においても、市川市から中学生が来ていることが紹介されておりました。スライドの4枚目です。お手元にあります資料は、滞在期間中に現地から日本へ送られてきたレポートとなります。派遣生徒たちはドイツの家庭でのホームステイや現地学校での体験、名所旧跡の

見学を通して、異国の文化や日常生活などに直接「見て、触れて、感じ、そして考える」貴重な体験をすることができました。スライドの5枚目です。引率教諭については、現地校にて、授業を行いました。授業ではホストシスターを英語で紹介する活動から始まり、日本の提灯づくりに挑戦しました。提灯づくりでは、相手をイメージしてデザインを考え、お互いに渡し合うことを活動のゴールとして設定し、生徒たちは触れ合ってきた時間を思い起こしながら制作活動に取り組んでいました。スライドの6枚目です。今回の派遣を通し、生徒は互いにコミュニケーションを必要とする数々の活動を通して、関係性を深めていたのが印象的でした。本事業におけるローゼンハイム市との関係は、知り合う段階から高め合う段階へとステップアップしたことを実感することができました。

続きまして、令和5年度中学生海外受入事業についてご説明いたします。議案の69ページをご覧ください。派遣先のドイツからの生徒受入れにつきましては、平成16年度より実施しております。令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン等による交流でしたので、今年度のドイツ生徒の受入れは、4年ぶりとなります。本年度は、10月21日土曜日から10月31日火曜日までの11日間で実施する予定でございます。スライドに映っております、本市の派遣生を受け入れていただいた家庭の生徒16名と引率の先生方2名の来日を予定しています。日本の家庭でホームステイをすることにより、日本の生活や文化に触れるとともに、中学校での体験学習や在学生との交流、市内及び県内視察などを通じて、両国の生徒が国際理解を深めることができる計画としてまいります。報告は、以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたがけれども、ご質問・ご意見はございますでしょうか。田中委員お願いいたします。

○田中大介委員

質問になります。今のお話ですと、来日する16名のドイツの生徒さんは、このホストファミリーのお子さんなのでしょうか。

○指導課長

はい。

○田中大介委員

今度受け入れるほうは、特定の1つの中学校なのか、複数の中学校に分散しているのか、どのようになっているのか教えてください。

○指導課長

市内16校の中学校、義務教育学校から1名ずつ生徒が代表で出ておりますので、ドイツの生徒は全ての中学校に行きます。ただ、今年度は1校だけ派遣がなかったので、その1校は受け入れがないのですが、残り15校にはドイツの生徒が行くこととなります。

○田中大介委員

質問の趣旨としては、ドイツでは同じ学校に皆さんが行っていたので、集団でコミュニケーションができたのかと思います。逆にドイツの生徒さんが1人でポツンと来るのがどうだろうと思って伺いました。ありがとうございました。

○山元幸恵委員

その点についていかがですか。

○指導課長

やはり、いきなり来てばらばらの学校に配置されてしまうのはさみしいと思いますので、1日目は第四中学校と第八中学校の二手に分かれて、半数の生徒が学校の見学をさせていただくことにします。11日間あるのですけれども、実際に1人でホストファミリーと一緒に登校するのは3日間だけで、残りは市内見学をしたり、県内見学をしたりとなるべくみんなで行動するようにしております。以上でございます。

○田中大介委員

どうもありがとうございました。

○山元幸恵委員

ほかによろしいでしょうか。大高委員お願いいたします。

○大高究委員

質問です。日本の中学生がドイツに行ったときに、コミュニケーションについて言語的なものはどのような対策を取られていたのでしょうか。

○指導課長

派遣の前に、土曜日を使いまして6回研修会を行っております。その中で、英語を中心に海外の現地の方々とオンラインで英会話の練習をしたりしました。基本的にはドイツの生徒も英語で話すということで、英語でコミュニケーションを取っております。

○山元幸恵委員

よろしいでしょうか。子どもたちにとっては大変貴重な経験だったと思います。大変有意義な活動になったようで何よりです。今度はドイツの生徒さんがせっかく見えるので、よい経験になるようにまたご尽力くださいますようお願いいたします。それでは、ほかには特にないようですので、その他(1)及びその他(2)を終了といたします。本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

承知いたしました。それでは、これをもちまして、令和5年9月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時50分閉会)